農業機械整備施設設置基準

昭和44年5月31日付け44農政第2258号 最終改正 平成9年8月19日付け9農産第5613号

農林事務次官依命通達

この設置基準は、農業機械の整備をする整備場として具備すべき技術上の基準を示したものである。

1 整備施設の分類

農業機械整備施設(以下「整備施設」という。)を、それぞれの業務の内容に応じ、 次の3分類に区分する。

分	類	呼称	内 容
小施	型設	小型機械整備施設	小型機械の整備を主に行い、かつ、中・大型機械の分解 を伴わない定期点検整備が可能な施設で、2の施設基準の小 型施設の基準及び3の管理基準に適合するもの
中施	型設	中型機械整備施設	中型機械の整備を主に行う施設で、2の施設基準の中型施設 の基準及び3の管理基準に適合するもの
大施	型設	大型機械整備施設	大型機械の整備を主に行い、かつ、中古農業機械の再生 整備及び機能確認が可能な施設で、2の施設基準の大型施設 の基準及び3の管理基準に適合するもの

- (注) 1 小型機械とは、歩行型トラクター、歩行型田植機、バインダー、動力脱穀機、動力噴霧器(可搬型)、動力散布機(背負型)等の農業機械をいう。
 - 2 中型機械とは、乗用型トラクター(40PS未満)及びその作業機、乗用型 田植機(5条植え以下)、コンバイン(3条刈り以下)、スピードスプレアー(薬 剤吐き出し量50L/分未満)等の農業機械をいう。
 - 3 大型機械とは、乗用型トラクター(40PS以上)及びその作業機、乗用型 田植機(6条植え以上)、コンバイン(4条刈り以上)、スピードスプレアー(薬 剤吐き出し量50L/分以上)等の農業機械をいう。

2 施設基準

(1) 従業員

次の各号の一に該当する者が、整備に従事する従業員の数を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはこれを1とする。)以上であること。

- ア 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく1級若しくは2級農業機械整備技能士、職業訓練指導員(農業機械整備)、職業訓練指導員(自動車整備)であって中、大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は農業機械整備の職業訓練過程を修了した者であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者
- イ 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)に基づく2級自動車整備士であって中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は3級自動車整備士であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者

- ウ 農林水産省農林水産研修所農業技術研修館における高性能農業機械整備技術研修 を修了した者であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有す る者
- エ 全国農業協同組合連合会が認定した農業機械指導技師であって中・大型農業機械 の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は農業機械技術指導士であって中 ・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者
- オ アからエまでに掲げる者と同等以上の技術を有する者

(2) 屋内作業場

屋内作業場のうちの現車整備及び分解品整備に必要な面積は、概ね次のとおりであること。

整備施設の分類	面積					
小型施設	75平方メートル					
中型施設	150平方メートル					
大型施設	300平方メートル					

(注) この設置基準の施行の際、現に改正前の設置基準に適合するものとして県知事が認定した整備施設及び県知事に認定を申請している整備施設については、この設置基準の施行後、最初に事業場の位置を変更するまでの間は、屋内作業場のうちの現車整備及び分解品整備に必要な面積は、小型施設にあっては50平方メートルとし、中型施設にあっては100平方メートルとする。

(3) 車両置場

車両置場(屋外作業場を含む。)は現車整備及び分解品整備に使用する面積と同じ 又はそれ以上であること。

(4) 機械設備等

ア機械設備

次の機械設備を有すること

品 名	規格	小型施設	中型施設	大型施設	適要
 エンジン関係 (1)圧縮ゲージ " 	ガソリン用 ジーゼル用		0	0 0	対象とするエンジンのアダプ ターを用いる必要がある。
(2) ノス゛ルテスター	200kgf/cm²	\circ	0	0	ア を用V· 切如安かの。
(3) バブル・リフター	以上	0	0	0	
(4) シリンタ゛ー・ケ゛ーシ゛			0	0	
(5)温度計	200℃	\circ	0	©	
(6)ライナー抜取工具			0	0	自製可能
(7) ピ ストン・リング・ツール		0	0	0	自製可能
(8) ラシ゛エーター・キャッフ゜・テスター			0	0	
(9) 噴射ホ°ンフ°・テスター				0	外注可能の場合は不要
2 シャシ関係					
(1) タイヤ・ケ゛ーシ゛		0	0	0	目盛りの細かいものが好ましい。 い。
(2)シャシ・ルフ゛リケーター			\circ	0	
(3)オイル・ハ゛ケット・ポンフ゜			0	0	
(4)カレーシ゛・シ゛ャッキ	2トン級 5トン級		0	0	
(5) トーイン・ゲージ			\circ	0	
(6) サイドスリップ・テスター	定置式			0	
(7) ブ レーキ・テスター	軸重3トン以上			0	
(8) インパクト・レンチ (各種)		\circ	0	(

3 電気関係					
(1) バッテリー比重計		0	0	0	
(2)サーキット・テスター		0	0	0	デジタル式が望ましい。
(3) 充電器		0	0	0	クイック・チャージャーが望ましい。
(4) ヘット゛ライト・テスター	集光式			\circ	
4 計器関係 (1)直定規	1 m程度		0	0	
(2)回転計		0	0	0	
(3) トルク・レンチ	600kgf·cm		\circ	\circ	
II	程度 1300kgf·cm		0	0	
11	程度 2600kgf·cm 程度 (アダプターサ)		0	0	
(4)ダイヤル・ゲージ付 マグネチック・スタンド			0	0	
(5)マイクロ・メーター (一式) マク゛ネチック・スタンド	0∼125mm		0	0	
(6) Vブロック(組)			0	0	
(7)標準圧力計				\circ	動力噴霧器用
(8)き裂点検器			0	0	レッドチェック用
(9) 異音聴診器			\circ	\circ	
(10)硬度点検ヤスリ	4本組		\circ	0	
(11)球付きゲージ	6mm、12mm	0	0	0	
(12)油圧ゲージ			\circ	0	
(13) ノギス		0	0	0	

/ /	1				T
5 一般設備関係 (1)温水洗浄機		\circ	0	0	
(2)チェーン・フ゛ロック	2トン級		0	0	電動式が望ましい。 天井クレーンがある場合は不要
(3) 天井クレーン				\circ	人弁ククーンル・める場合は小安
(4)油圧プレス	15トン級 35トン級		0	0	
(5) エア・コンプ [°] レッサー	0. 75KW級 2. 2kw級 3. 7kw級	0 0	0		エア・トランスホーマー付低圧型 エア・トランスホーマー付高圧型
" " (6)部品洗浄槽			0	0	エア・トランスホーマー付高圧型 小型施設は小型
(7)オート・リフト		0))	0	77.主地飲(47.主
)		
6 加工関係 (1)電気ドリル	10 φ 級まで使用	©	0	0	
(2) 卓上ボール盤	できるもの 13 φ	0	0	0	
(3) 旋盤	切り落付			0	外注可能の場合は不要
(4) 卓上グラインダー		0	0	0	
(5) ポータブル・サンダー又 <i>は</i> デスク・グラインダー	150 φ		0	0	
(6) ホ° ータフ゛ル・ケ゛ラインタ゛ー	100 φ		0	\circ	
(7) スプ° レー・カ [*] ン		0	0	0	
(8) 電気溶接装置			0	0	
(9)ガス溶接装置		0	0	0	
(10)エンジン付電気溶接機	150A程度		0	\circ	出張整備用
(11)板金工具類	6mm、12mm	0	0	0	フェンダー・ツール程度のもの
(12)鍛冶用具一式			0	\circ	
(13) 定盤	900×900mm		0	0	

(注) ◎印は必要なもの、○印はあることが望ましいものである。

イ 移動整備車

整備施設の事業内容に適応した移動整備車を保有すること

3 管理基準

(1) 整備関係事務に関する事項

整備関係には日常の営業事務に必要な帳簿類のほか、次の記録簿類を備えていること。

- ア 機械設備台帳(購入年月、購入費、取付費、減価償却した残の薄価等)
- イ 整備作業台帳(再販用整備作業台帳を含む。)
- ウ 部品、材料受払台帳
- エ 得意先カード (ユーザー名及び整備記録併用)
- オ 機械設備配置図(配置図及び作業の流れを示す図表)

(2) 整備技術に関する事項

整備技術に関しては、次のような事項が満たされていること。

- ア 整備の責任者を置く等整備の責任体制が定められていること。
- イ 整備用の機械、計器類の保守管理が適切に行われていること。
- ウ 整備に関する技術的基準類が整備されていること。
- エ 整備能力に適応した部品の確保及び管理が適切に行われていること。

(3) 施設及び労務管理に関する事項

整備施設及び労務管理に関しては、次の諸対策が講じられていること。

- ア 火災予防並びに危険物の保管及び取扱いに関する対策が講じられていること。
- イ 作業場における作業の部署を区割する等施設管理に対する考慮が払われていること。
- ウ 従業員の就業及び給与等に関する規約が定められていること。
- エ 整備に従事する従業員の整備技能の訓練に関する具体的な対策が講じられていること。